

文化ファッション大学院大学研究公正委員会規程

(設置趣旨)

第1条 この規程は、文化ファッション大学院大学研究活動不正防止及び対応に関する規程（以下「不正防止規程」という）第19条に基づいて設置する研究公正委員会の構成と運営に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、不正防止規程第2条に規定する行為をいう。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成し、学長を委員長とする。

- (1) 学長
- (2) 理事（学長を除く） 2名
- (3) 学長が指名する教職員 4名～6名
- (4) 学外有識者 若干名

2 前項第2号から第4号に規定する委員は、学長が委嘱する。

3 本条第1項各号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第4条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(専門委員)

第5条 委員会には、専門分野に応じた調査及び審議の適正を確保するため、委員の職務を補佐する専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、委員長が委嘱する。

3 専門委員は、委員会の求めに応じ、委員会に出席することができる。

4 その他専門委員について必要な事項は、委員会において別に定める。

(守秘義務)

第6条 委員会の構成員その他この規程に基づき不正行為の調査等に携わった者は、その職務に関し知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、教学事務室で行う。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日より改定施行する。

附 則

この規程は、令和5年12月1日より改定施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日より改定施行する。